

## 第6章 施策の推進のために

### 6-1 協働のまちづくりの推進

これからの地域主権の時代においては、市民（自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、事業者などを含む）と行政が「未来を切り開く」という強い意志を持ち、互いの力を発揮しつつ、厳しい財政状況を克服して、自主的・自律的で活力のあるまちづくりを進めていく必要があります。今後、都市計画マスタープランの実現にあたっては、行政と地域の多様な主体がそれぞれの目的意識を持ちながら、相応の責任を認識し、相乗的な効果を挙げていく仕組みを充実していきます。

#### （1）市民参加、市民主体のまちづくりの推進

- 本市では、自治会を基盤に、小学校区を基礎とした20のまちづくり協議会が全市に設立され、地域課題の解決に取り組んでいます。また、各種市民団体、NPO、ボランティア団体、コミュニティビジネスなどがまちづくり活動を行っています。
- 都市計画をはじめとする都市づくり、地域づくりにおいては、地域の特性に応じたまちづくりの一環として、その地域独自のルールを設ける地区計画などの導入に際して、地域住民が主体となって、案の作成に向けた数々の取り組みが行われています。
- 今後さらに、都市計画マスタープランに基づき作成する部門別の計画の立案、個別具体の事業等の推進、公園など地域に密接な公共施設などの管理・運営などについて、市民の参加や主体的な関わりによる取り組みを進めます。

#### （2）市民活動の支援

- 市民と市の協働のまちづくりにおいては、適切な役割分担が不可欠です。都市計画をはじめとする都市づくり、地域づくりにおいても、市民が主体的に関わることができる仕組みや、専門家の派遣など人的、財政的支援を強化していきます。

#### （3）情報の蓄積と提供、交流の場づくり

- まちづくりに関する情報の共有は、市民と市の連携の基礎となります。都市計画をはじめとする都市づくり、地域づくりのための情報についても、広報誌を活用するとともに、所管部局の窓口や市民資料閲覧コーナーでの閲覧、市ホームページへの掲載など、幅広く情報の提供を進めます。あわせて、市民意見が聴取出来る仕組みを検討します。
- また、市民がより主体的に活動を展開していくための情報・知識の習得を促進するために、各地区で実践されているまちづくり活動の取り組みや課題の報告、先進事例の勉強会など、活動団体の情報交換や交流、学習の場づくりを推進します。

## 6-2 施策などの充実と効率的な執行

- 都市計画マスタープランの実現のためには、既存の制度などを有効に活用するとともに、新たな制度の導入も必要となります。また、限られた財源を有効に活用するため、庁内組織の充実や関係機関と連携しつつ、効率的に事業、施策などを推進することが必要です。

### (1) 適切な制度などの導入の推進と調査研究の継続的な実施

- 市民の多様なニーズや地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくり施策を推進していくために、地域地区をはじめ、地区計画などの都市計画制度や、都市景観条例、景観法に基づく地域指定、開発まちづくり条例に基づく地区まちづくりルールなどを積極的に推進するとともに、新たな条例や制度の導入について検討し、制度化します。
- 農住混在地域や密集市街地などの面的整備事業を導入すべき地区については、地元の機運の醸成を図りつつ、地域の課題整理、整備手法の研究を行います。
- 社会環境や市民のニーズに対応したまちづくりを推進していくためには、人口、産業、土地利用など、都市や地域の動向を的確に把握し、その変化に対応した施策を柔軟に展開していく必要があります。そのため、定期的に空間データや統計データの収集や分析を行い、その方策や施策検討など、系統付けられた調査研究を継続的に実施していきます。
- これらの成果にもとづいて各部門計画の調整を行うとともに、地域情報データベースを構築し、市民にわかりやすく情報提供を行います。

### (2) 庁内組織の充実

- 都市づくりを総合的に推進していくためには、都市計画をはじめとする各種まちづくりに加え、福祉、教育、文化、環境など様々な分野の施策を一体的に推進していく必要があります。そのため、関連する部局との連携を強めるとともに、庁内の横断的な体制づくりを検討していきます。

### (3) 財源の確保と施策などの選択

- 地方分権の推進により市の責務と役割が増大していますが、社会・経済構造の変革により、市の財政状況は一層厳しさを増しています。こういったなかで、都市計画マスタープランの実現を図るためには、財源の確保に努めるとともに、最小の経費で目的とする成果が得られるよう、効率的かつ効果的に規制誘導や事業を実施します。

### (4) 周辺市町、県、国との連携

- 都市計画マスタープランをはじめとし、部門別の計画の策定、個別具体の事業、施策などの実施においては、広域からの視点で検討を行うとともに、役割分担を明確にしつつ、総合的、計画的な取り組みを行うため、周辺市町、県、国との連携を図ります。

## 6-3 都市計画マスタープランの更新

- 都市計画マスタープランは、総合計画などの上位計画に即して策定することとしていることから、計画期間内に、総合計画の見直しが行われた場合や、その他の上位計画などに変更があり、これらと都市計画マスタープランとの整合を図ることが必要となった場合、また、社会経済環境などの大きな変化が生じた場合には、見直しを行うこととします。